

総括として

緑は私たちの生活にとって、「ゆとり」と「やすらぎ」と「うるおい」を与えるものです。同時に都市にとっては、自然の要素であるとともに、景観を整え、すぐれた生活環境をつくる重要な要素でもあります。

緑を守り、増やし、育てていくためには、行政が率先して行動するべきですが、同時に私たち市民一人ひとりが、まちを美しく保つ自覚を持ち、緑化について積極的に取り組むことが不可欠であると思います。

私たちは、これからの芦屋の緑をどのように守り、増やし、育てていくかについて具体的に次のとおり提案します。

第1回の「環境問題」、2回目の「高齢者福祉」に続く、市政モニター・アスパップレディーの3回目のテーマは「まちの緑について」でした。

アスパップレディーの皆さんには、昨年12月から市内見学を含め計6回の会議をもつていただき、本市のアイデンティティである、緑の問題について意見交換をしていただきました。今回、その提言がまとまりましたので概要をご紹介します。

アスパップレディーからの提案 —まちの緑化について—

問い合わせ●みどり景観課 38-2075

緑を守り、育て、増やすための具体的提案

●一般的なこと

- 1 私たち一人ひとりが、芦屋のまちを美しく保つための自覚をもつことが大切である
- 2 緑は落ち葉になるが、土に還るものと考え、可能な限り自然のままにして、緑の保全のひとつと考えよう
- 3 自己満足の緑づくりではなく、通りすがりの人が各家庭の窓辺の花や、庭木の美しさを楽しめるような欧米的な考え方や工夫を心がけよう

●行政に望むこと

- 1 開発などによる緑の減少を防ぐため、可能な限り自然を壊さないよう、緑の保全に努力すること
- 2 家の建て替えは届出制にし、庭木が残るよう強く指導する。また生け垣づくりを積極的に指導すること
- 3 家の建て替え時など、樹木を伐採せずにすむよう、一時的にその樹木を保管できる場所を設け、そこから移植することができる制度を考えること（グリーバンク制度）
- 4 市のイベントや市民の記念すべき出来事（結婚、出産）の際に、記念植樹をするよう奨励すること
- 5 緑化の顕彰イベントを実施したり、広報紙を活用して、生け垣緑化助成制度などのPRに努めること

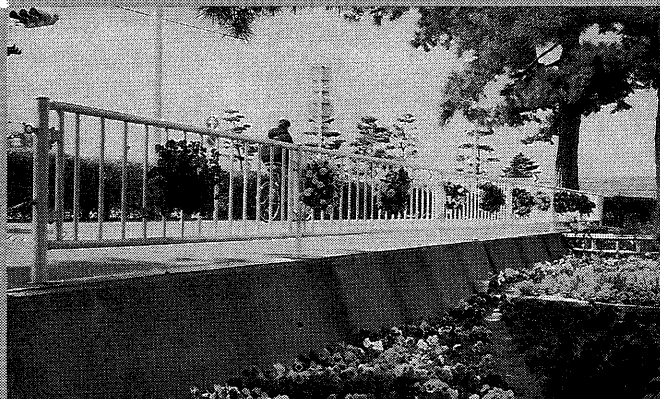
行政から…

本市では平成4年度に「花と緑いっぱいのまちづくり計画」（芦屋市都市緑化推進基本計画）を策定し、この計画に基づき今年度を初年度とする緑化推進事業を実施します。

この事業は、市内全域で10年間に10万本の樹木を植栽しようとするもので、事業のスタートの時期にアスパップレディーのかたからご意見をいただいたことは誠に時宜を得たことであり、これらのご意見を反映させて、事業を積極的に進めたいと考えます。しかしこれは、市だけの努力で達成できるものではなく、市民の皆さまが自分で木を植え、育てていただくことも大切です。ご協力をお願いします。

●地域あるいは市民の取り組み

- 1 まず、自分たちの家に一鉢飾ろう。緑の日に植樹をし、それを一鉢運動につなげよう
- 2 各町ごとに緑化推進委員を選び、市と協力して啓発パンフの作成や緑化運動を担当しよう
- 3 マンションの壁面やベランダを、緑で飾るようアイデアを出し合おう
- 4 個人が自然を守る工夫をし、緑を大切に育てるなど、自発的に自宅周辺を美しくするよう努めよう
- 5 市民がイベントを企画したり、市が行うさまざまなイベントに積極的に参加し、緑の大切さを訴えよう



第43回 社会を明るくする運動 市民の集い

加をお待ちしています。

問い合わせは保健福祉部総務課（☎382040）へ。

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年も七月一日から三十一日までの一カ月間、「ふれあいと対話が築く明るい社会」を標語としてさまざまな事業が展開されます。

本市でも、七月一日（木）に「市民の集い」暴力団・暴走族追放、青少年非行防止」を開催します。内容等は次のとおりです。市民の皆さまのご理解と多数のご参

街頭パレード 十二時三十分

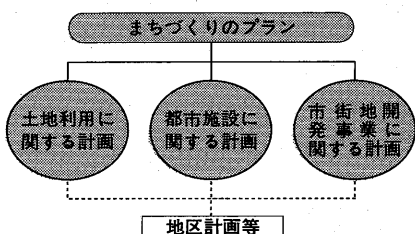
JR芦屋駅からルナ・ホールまで県警音楽隊等によるマーチングパレードを行います。（雨天中止）

中央集会 十三時三十分～十五時十分（開場十二時）

ルナ・ホールにて、講演会・感謝状贈呈等を行います。先着五百人に記念品を進呈します。

誇りと愛着を感じるまちづくり①

市民の皆さまに、まちづくりについてのご理解を深めていただくため、今号と7月15日号の2回にわたり、都市計画の基本的なしくみや用語等についてご説明します。



都市計画は、健康で文化的な都市生活・機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る計画です。

●土地利用に関する計画

土地の利用についてのルールである、市街化を図るべき区域（市街化区域）、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）ならびに、用途地域、高度地区および風致地区等の地域

地区を定める計画です。

●都市施設に関する計画

道路・公園・下水道等の都市の主要な施設を位置づける計画です。

●市街地開発事業に関する計画

土地区画整理事業・市街地再開発事業等の計画です。

●地区計画等

住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限等について地区の特性に応じて定めるまちづくりの計画です。（現在芦屋にはありません）

このほかに建築基準法に基づく、建築協定という制度があります。これは地区内の住民

が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等の基準を定め、お互いに守りあっていることを約束する制度です。

これにより、住民が協力しあって、自らの手でまちづくりができるというメリットがあります。（市内には8地区あります）



毎年6月は
(6/1～6/30)
まちづくり月間です



問い合わせ●都市計画課 38-2073

ご・あ・ん・ない

募 集

Ⅰ 税務大学校普通科研修生

●対象…高校卒業程度●資格…昭和48年4月2日～昭和51年4月1日生まれのかた●受付期間…7月1日(木)～8日(木)●試験日…9月12日(日)●問い合わせ…芦屋税務署(☎31-2131)

おしらせ

Ⅰ 戦争の思い出が残る品物の出展にご協力を

7月21日(水)から市民センターで「市民と考える戦争展」を開催します。戦争の遺品があればお貸しください。また、戦争の惨禍を伝える文章もお寄せください。提出は7月9日(金)まで。問い合わせは、人権推進課(☎38-2055)へ。

Ⅰ 松くい虫被害木の伐倒を助成します

樹木が緑につつまれる季節になると、松くい虫にかかり、立ち枯れになった樹木が目立つようになります。

市では、松くい虫の被害木の伐倒の経費の一部を助成しています。対象は、材積0.5立方メートル以上(高さ約15メートル、直径30センチメートル以上)です。助成額は、1立方メートルについて1万4610円です。助成の申し出は切り倒す前をお願いします。事前に切り倒した場合助成できないこともありますのでご注意ください。

問い合わせは、経済課農林係(☎38-2033)へ。

Ⅰ 空き地は適切な管理を

雑草の生い茂った空き地は、ごみ捨て場や子どもの危険遊び場になったり、蚊やハエの生息場所となります。ご近所の迷惑になりますので、管理者は、最低年2回草刈りを行い適切な管理に努めてください。

問い合わせは、環境部総務課(☎38-2050)へ。

Ⅰ パパとママの育児教室

●日時…7月7日(水) 9時15分～11時30分 ●会場…保健センター ●定員…10組(先着順) ●内容…赤ちゃんの发育、お風呂のいれ方の実習等 ●費用…無料、母子健康手帳持参のこと ●申し込み…電話で保健センター (☎31-1586) へ

Ⅰ ラジオ体操講習会

●日時…7月10日(土) 14時～ ●会場…体育館 ●青少年センター ●対象…地域の指導者と希望者(小学生歓迎) ●定員…先着50人(運動できる服装で、体育館シューズ持参) ●問い合わせ…体育館・青少年センター (☎31-8228)

Ⅰ 折り紙教室

●日時…6月23日(水) 10時～12時 ●会場…図書館 ●対象…一般成人 ●内容…「七夕かざり」ほか ●講師…段谷貞子氏、鷹岡満寿子氏 ●費用…無料(折り紙、はさみ、のり持参) ●問い合わせ…図書館 (☎31-2301)

Ⅰ 老人健康相談

●日時…6月17日(木) 14時～16時 ●会場…福祉会館 ●内容…専門医師による相談 ●助言 ●問い合わせ…社会福祉協議会 (☎32-7530)

Ⅰ 第8回高齢者会食懇談会

●日時…6月30日(水) 12時～ ●会場…老人福祉会館 ●対象…市内在住70歳以上のかた ●定員…先着50人 ●内容…懇談・アトラクション等 ●費用…500円 ●申し込み…社会福祉協議会 (☎32-7530) へ

Ⅰ 第11回ひょうご花と緑のコンクール

県では、「さわやかな県土づくり」を推進していますので、ご家庭や職場で大切に育てている花や緑をご紹介します。応募の対象は、家庭緑化・学園緑化・職域緑化・コミュニティ緑化等で、9月30日(木)までに写真を8枚添付し、緑化協会(☎38-2103)までお申し込みください。

なお、応募者全員に参加賞をお渡ししますので、ふるってご応募ください。

Ⅰ 開発許可の変更

6月25日(金)から施行される都市計画法の一部改正にあわせて、県の開発許可の取り扱いが一部変わります。

問い合わせは、兵庫県都市住宅部土地政策局企画開発指導担当(☎078-341-7711)へ。

Ⅰ 平成5年度神戸商船大学公開講座

〔パソコン入門〕 ●期間…7月10日～8月28日、13時30分～17時(毎土曜日、但し8月7・14日は除く) ●会場…神戸商船大学構内 ●対象…中学生以上のかた、(定員40人) ●費用…7110円 ●締め切り…6月25日(金) ●問い合わせ…神戸商船大学教務課 (☎078-431-6223)

Ⅰ 21世紀職業財団兵庫事務所オープン

女性が能力を発揮できる職場の環境を作るためには、適正に雇用管理を改善する必要があります。専門スタッフをそろえ、女性の雇用上の問題解決の事業を行っていますので、ぜひ、ご相談ください。

問い合わせは、21世紀職業財団兵庫事務所(☎078-794-2020)へ。

Ⅰ 青少年国際交流キャンプ

●期間…7月25日(日)～29日(木)(4泊5日) ●会場…静岡県立朝霧野外活動センター等 ●対象…小学4年生～高校生 ●内容…外国人生徒との交流等 ●費用…3万6000円～ ●締め切り…7月9日(金) ●問い合わせ…財団国際青少年研修協会(☎03-3359-8421)

く 納 期

市県民税(普通徴収)
第1期分 6月17日～30日
法人市民税・事業所税
4月決算 6月1日～30日
☑市税の納付には便利な口座振替をご利用ください ☑問い合わせは、税務管理課税制係 (☎38-2015) へ



公共施設の景観(西浜公園)

市民主体のまちづくり

美しいまちの景観は長い歴史の中でその地域に住む人々が育んできた文化といえます。

その文化を美しいものにするかしないかは、その土地に住む人々の意識や、そのまちをいかに愛しているかに関わりがあります。

そしてその美しい景観を、次の時代の人々に残していくのは私たちの責任です。

そのまちの景観の大部分は、個人の住居であり、そして個人の店舗であります。それゆえに、市民主体のまちづくりがクローズアップされ、必要とされてくるのです。

都市景観は市民にとってかけがえのない共有の財産です。私たち自身がまちを再認識し、その美しい自然と先人の培った歴史を大切にするため、景観からのまちづくりが必要です。

景観行政からのまちづくり

市は、まちなみ全体の調和を図るため、大規模な建築物等の景観指導を行い眺望を守ったり、景観形成地区を指定し、建物の景観指導、景観誘導などの施策を考える必要があります。

また、公共施設整備においては、快適な空間を創造するため、景観に配慮し、まわりにマッチしたデザインのものをつくることにより、先導的な役割を果たすことが必要です。

景観形成を進めるにあたっては、景観を重視することに反対する人はいませんが、デザイン等については多様な考え方があり、美に対する考え方についても人によって違うなどの問題があります。

今後、縦割り行政の枠を超え、環境行政や文化行政などとの連携を図りながら長期にわたって取り組んでいきたいと考えています。

緑ゆたかな美しいまちづくりをめざして

このところ、海外へ旅行する人々が増え、その美しいまちなみに接するにつけ、自分たちの住んでいるまちなみが、味気なく、いかに雑然としたものに気付き、芸術・文化・景観といった価値に目を向け始めました。

すなわち、経済の時代から文化の時代へと新しい時代の流れが始まったといえます。

本市は、昭和四十八年「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定し景観の維持に努め、他市からも景観の優れたところとして例にあげられるほど現在でもすばらしい景観が保たれています。しかし、高度成長による建設ラッシュの波が押し寄せ、一部ではまちなみに調和がなくなってきたところもあります。

そこで、平成三年十月、さらに景観行政を進めるため「みどり景観課」を設置し、現在、「都市景観形成基本計画案」の作成に着手し、条例化に向けて取り組みを進めています。

今回は、市内の景観を、守っていくも、育てるもの、創るものに分け、本市の景観行政のあゆみ(表1)とまちづくりについて紹介します。

問い合わせ ●みどり景観課 (☎38-2075)

Ⅰ 守る景観

芦屋市の景観の特徴は、芦屋川、六甲山、瀬戸内の海を代表とする美しい自然環境であるといえます。

また、そのすばらしい自然環境にいだかれた風光明媚で温暖な土地に、昔から多くの人々が生活し、育んできた歴史的遺産や建築物・まちなみなどの歴史的景観もその一つといえます。

また、そのすばらしい自然環境にいだかれた風光明媚で温暖な土地に、昔から多くの人々が生活し、育んできた歴史的遺産や建築物・まちなみなどの歴史的景観もその一つといえます。

Ⅰ 創る景観

都市には、それぞれ個性があり、また各地区には、その地区の特徴があります。

芦屋の住宅地は、緑豊かな環境の保全を中心に、静けさややすらぎを大切にした住宅環境をつくる必要があります。

また、建築物などは、周辺の景観に配慮し、植栽などの緑を取り入れて、道行く人々に気持ちよく見られるような景観を創る必要があります。

あしやの景観



歴史景観(旧山邑家住宅)

逆発想からの景観づくり

今まで私たちは、機能や効率を重視して多くの建造物を造ってきました。たとえば、道路はいかに車をスムーズに走らせるか、舗装率が何パーセントに成ったか、下水道の普及率が何パーセントまで達したかを重視してきました。

一方、現在では、市民から優先のコミュニティ・道路や、歩道を広くとり「人にやさしい道・人が憩える道」の必要性が叫ばれ、アスファルトやコンクリート舗装を、土の道にして欲しいという要望もあります。

また、水路や川に水が少なくなり、まちが乾燥しすぎて、緑への水の補給がいきたらなくなってきたので、緑と水を取り戻すため、山に木を植え、道路には透水性舗装をするなどの必要性が叫ばれています。

建物にしても、敷地ぎりぎりの建物は味気なく、余裕とか無駄といわれる部分がほとと空間をつくってきます。

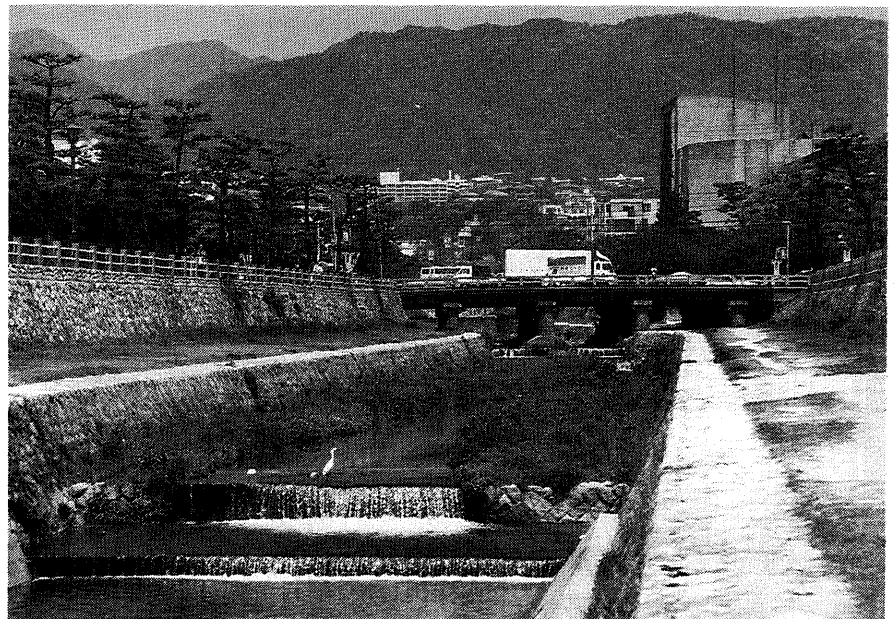
これらのことを考えると、今まで私たちが考えてきた効率優先のやり方を、一度、環境や景観の面から考え直す必要があるのではないのでしょうか。

コ ラ ム ・ コ ラ ム ・ コ ラ ム

「景観」という言葉を辞書で引くと「景色」ながめ、またはその美しいさま。風景」となっています。すなわち目でとらえることのできる形色彩・質感・雰囲気などの事象といえます。

その意味あいで考えると、「都市景観」とは、都市が持っている目に見えところの建物や自然物の総体(街の総合的な姿)ということになります。

しかし、「都市景観」といわれる目の前に見える建物やまちなみといったものは、いままでそこに住んでいた多くの人々と、自然がつくりあげてきたものであり、すなわち、自然や歴史によって育まれてきたもので、その地域の「文化」であるといえます。



自然景観(芦屋川)

※表1

芦屋の景観行政のあゆみ

●昭和48年4月 「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定し、緑化を中心とした都市景観の維持に努める
●平成2年11月～3年3月 「景観に関する基礎調査」を行い、景観資源をピックアップ
●平成3年5月 市内在住の各分野の専門家と市職員による「都市景観研究会」が発足し、公共施設の建物等のデザイン研究や景観形成基本計画案の検討等を行う
●平成3年10月 市に緑化と景観を専門に取り扱う部局として、「みどり景観課」を設置
●平成3年11月 緑と景観を中心とする「市民アンケート」を実施
●平成4年7月 都市景観形成基本計画案作成に着手
※平成3年1月には、市民団体として、芦屋の景観に関心の高い人々が集まり「芦屋の景観を考える会」が発足。8月より専門家の講演を中心としたシンポジウムを行い、この5月で19回目を数えた。

景観関連の全国的な流れ

	景観行政関連	社会情勢関連
1960	●古都保存('66)	●京都タワー美観論争(注1) ●丸の内東京海上ビル美観論争('65)
1970	●金沢・倉敷伝統美観条例('69)	●霞ヶ関ビル竣工('68)(注2) ●第三次オイルショック(低成長時代へ) ●全国町並み保存連盟発足('74)
1980	●京都市市街地景観条例('72) ●芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例('73) ●神戸市都市景観条例('78)	●第二次オイルショック
1990	●地区計画制度('80) ●伊丹市都市景観条例('84) ●尼崎市都市美形成条例('84) ●兵庫県都市景観の形成等に関する条例('88) ●西宮市・宝塚市都市景観条例('88) ●各市で景観・環境条例ブーム	●京都ホテル景観論争

注1 京都の歴史ある景観の中に建てられ、波紋を投げかけた。
注2 日本最初の超高層建築。以後各地に超高層ビルが建てられた。

「男女差をなくすことは良いことだが、あまり女性、女性に懸き立てるのは逆差別を生む危険性がある」と思ふ。男とか、女とかでなく、同じ人間としての視点で考え、行動していかたいと思ふ。

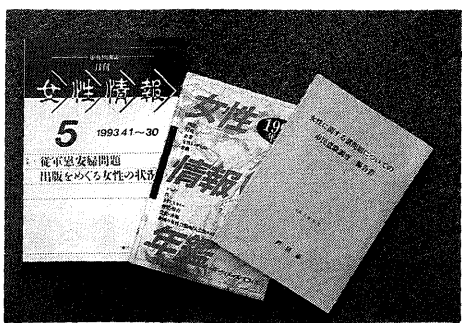
このご意見は、昨年行いました「女性の諸問題に関する市民意識調査」(男女対象でいただいたご意見です。

同じ調査の中で、家庭生活、就労の機会や労働の場、冠婚葬祭など慣習やしきたり、法律や制度、政治、経済活動への参加、など八項目について男性、女性の優位性をお尋ねしたところ五項目に六三・四％から八六・四％の数字や男性が優位であると回答され、全体としてわが国の男女の地位についての質問では、八五・二％が男性の優位性を意識されていることが分かりました。

さきのご意見のように、同じ人間としての視点で考え、行動するためには社会のなかにあるアンバランスを是正し、一人ひとりの能力が生かされる環境をつくる必要があります。

女性問題の取り組みは、こうしたアンバランスを解消し、共生社会を実現するために課題を明らかにして、施策を展開していくことであること、理解ください。

ひと 女と男 バランスある社会へ③ 「女性問題の視点」



Let's communicate in English 一受講生募集一

●外国人講師による日常英会話
Aクラス(入門) 金曜日 20人
●婦人英語教室
Aクラス(基礎) 木曜日 25人
B(水)・C(火)クラス 若干名
●時間 各クラス 10:00～12:00
●会場 市民センターほか
●会費(協会年会費) 2000円
●授業料 日常英会話クラス 月4000円
婦人英語教室 月3200円
●申し込み
6月25日(金)までに、往復はがきに希望のクラス・住所・氏名・電話番号を記入のうえ、芦屋市国際交流協会(公光町5-23、☎34-6340)へ



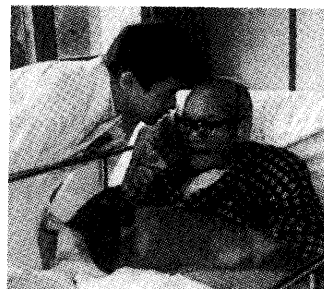
第3回福祉を学ぶ市民映画会

映画「病院はきらいだ」
～老人の在宅ケアを支えるネットワーク～

6月30日(水)
1:30～
(開場1:00)

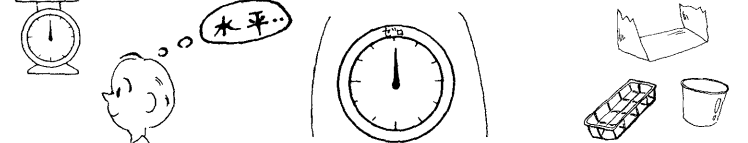
入場料300円
ルナ・ホール

問い合わせ
●高年福祉課
(☎38-2044)



6月は 適正計量強調月間

①はかりは水平に置かれているか
②針はゼロを指しているか
③風袋量は引かれているか



お店の計り売りを購入するときやご家庭でためし計りをするときは、上記のことに気を付けて正しく計りましょう。

こちら消費生活センターです 経済課内 ☎38-2034



■入場料／前売 ￥1,300(4歳以上)
 ￥2,000(親子ペア)
 当日それぞれ200円増し